

2013年12月25日

厚生労働大臣 田村憲久 殿

衆議院議員 近藤昭一（民主党）
衆議院議員 丸山穂高（日本維新の会）
衆議院議員 杉本和巳（みんなの党）
参議院議員 山下よしき（日本共産党）
衆議院議員 小宮山泰子（生活の党）
参議院議員 福島みずほ（社会民主党）
参議院議員 川田龍平（結いの党）
参議院議員 阿部ともこ（無所属）
衆議院議員 鈴木貴子（新党大地）

大阪・泉南アスベスト国家賠償請求訴訟の早期全面解決の申し入れ書

本日12月25日、大阪高等裁判所は、大阪・泉南アスベスト国賠訴訟（2陣）において、2010年5月の大阪地裁判決（1陣）及び昨年3月の大阪地裁判決（2陣）に続いて、三度、国の規制権限不行使の責任を認める判決を下しました。

大阪・泉南アスベスト国賠訴訟をめぐっては、一昨年8月、1陣訴訟の大阪高裁判決が、「労働者のいのちや健康よりも石綿の工業的有用性や産業社会の発展が優先する」、厳格な被害防止対策は「産業社会の発展を著しく阻害し、労働者の職場自体を奪うことになりかねない」など、著しく常識に反する判断を下しましたが、今回の判決は、「経済的発展を理由にして労働者の健康を蔑ろにすることはできない」などとして、1陣訴訟の大阪高裁判決を明確に否定しています。

泉南地域は、100年間に亘って石綿紡織業が発展し、戦前は軍需のために、戦後は産業発展のために石綿紡織品の生産を一手に担ってきました。ところが、その陰で、早くから石綿肺や肺がんなど深刻な石綿被害が工場内外で発生しました。泉南アスベスト被害は、わが国の経済成長を下支えする中で発生した石綿被害です。

2006年5月の提訴以来、すでに12名の原告が死亡し、病状の悪化と高齢化の中、原告らの「命あるうちに解決を」の願いは切実です。これ以上法廷での論争を続けることは、人道上からも許されるものではありません。

国は、三度、法的責任が認められたことを、重く真摯に受け止めるべきです。何よりも被害者救済を最優先して、1日も早い解決を行うことが国の責務です。

原告団が「今回の2陣高裁判決を基準にした早期解決」を強く求めていることを踏まえて、国は、大阪・泉南アスベスト国賠訴訟の早期全面解決を決断し、速やかに原告団・弁護団との協議の場を設けることを申し入れるものです。